

2013 年 10 月 12 日

日本民俗学会の一般社団法人への移行について（提案）

法人化特別委員会

現在、学会は任意団体から公益法人へ移行する法人化の時代を迎えています。学会は、学術研究の進歩や発展を図ることを目的とした民間の非営利団体です。その活動は、学会の専門家だけでなく、広く市民や社会に寄与することが求められています。つまり、学会は公益に資する活動を行っており、それは「民による公益の増進」を目指した公益法人の趣旨に合致しています。

日本民俗学は、その成立時から「野の学問」を目指し、「経世済民」あるいは「学問救世」の精神のもとに市民や社会に対する公益的な学問であることを自認してきました。現代では、学問の公共領域への進出が実践され、学会が市民社会と連携してより公益的な活動を目指すようになっていきます。日本民俗学会は、本来「民による公益の増進」を目指した学問でありました。日本民俗学会は、その学問の精神を進展させ、現代社会に適合していくためには、新しく制定された公益法人制度に基づいて法人化することによって、市民や社会に資する学術活動を行う学術団体として社会的に認知されることが必要だと考えます。

第 29 期理事会では、前々期から議論されてきた法人化について、それを専門的に検討し、推進するために 5 月 12 日開催第 4 回理事会において法人化特別委員会を設立しました。法人化特別委員会では、法務・財務専門家や他学会の意見を参考に法人化を検討してまいりました。

今後、日本民俗学会も学術集会や研究会だけでなく、市民に向けた一般公開講演や講習会をはじめ、国際交流やその他学会活動を通して、その知的成果を学会誌やインターネットなどで公開するなど、市民や社会に対する公益事業を積極的に展開していくことになると思います。それは、上述しましたように、まさに「民による公益の増進」を目指す活動であり、日本民俗学会はそれを目的とした公益法人に移行することを提案します。

さらに、新公益法人の中で、非営利性が高く、申請が容易である一般社団法人への移行を提案するとともに、定款作成や法人登記など法人化の諸手続およびそれ以降の学会から法人化移行の諸手続きについては、理事会に一任することを提案します。

委員長 古家信平
委員 板橋春夫
岩本通弥
内田忠賢
小熊 誠
菊池健策
篠原 徹
常光 徹